

# 令和 6 年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き



美作市マスコットキャラクター みまちゃん

<b>申告書の 提出期限</b>	<h2>令和 6 年 1 月 31 日(水)消印有効</h2> <p>例年期限間近になりますと受付等の事務手続きが大変混雑します。出来る限り令和 6 年 1 月 21 日頃までの提出に、ご協力をお願いします。</p> <p><u>郵送または電子申告 (eLTAX) でのご提出を推奨しています。</u></p>
<b>お知らせ</b>	<p><b>【控えの発送について】</b></p> <p>申告書を郵送で提出される方で、控えに受付印を希望される方は <u>必ず申告書類の控えと切手を貼った返信用封筒を同封してください。</u></p> <p><b>【このような場合も申告は必要です】</b></p> <p>前年中に資産の増減のない方、該当する資産のない方、休業、廃業、移転等で資産がなくなった方も、申告書の提出をお願いします。</p> <p><b>【マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載をお願いします】</b></p> <p>社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、個人の方は 12 桁の個人番号を、法人の方は 13 桁の法人番号の記載をお願いします。詳しくは 3 ページをご覧ください。</p>
<b>提出先 お問合せ先</b>	<p>〒707-8501 岡山県美作市栄町 38 番地2 美作市役所 税務課 資産税係 電話番号 0868-72-0927 FAX番号 0868-72-8091</p> <p>●各総合支所でも申告書の提出が可能です。</p> <p>なお、申告に関するお問い合わせは税務課資産税係をお願いします。</p>

市税につきましては、平素よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在に所有している償却資産について、申告していただく必要があります。（地方税法第383条〈固定資産の申告〉）

つきましては、申告関係書類を同封いたしましたのでこの手引きを参照のうえ、申告書を作成していただき、ご提出くださいますようお願いいたします。

## 《目 次》

<b>1 償却資産の申告について</b>	
(1) 申告していただく方	2
(2) 提出していただく書類	2
(3) 申告書の提出期限	2
(4) 提出先及び問い合わせ先	2
(5) 申告時のお願い	3
(6) 実地調査について	3
<b>2 償却資産の範囲</b>	
(1) 償却資産とは	4
(2) 業種別の主な償却資産	4
(3) 償却資産の種類と具体例	5
(4) 建築設備における家屋と償却資産の区分	5・6
(5) 少額の減価償却資産の取り扱いについて	7
(6) リース資産について	8
<b>3 国税との主な違い</b>	8
<b>4 評価額等の算出</b>	
(1) 取得価額、評価額、課税標準額	9
(2) 免税点	10
(3) 税率、税額、納期	10
【参考】減価残存率表	10
<b>5 課税標準の特例、非課税について</b>	11
<b>6 記入例</b>	
(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）	12
(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）	13
(3) 種類別明細書（減少資産用）	14

# 1 償却資産の申告について

## (1) 申告していただく方

令和6年1月1日現在、美作市において事業を営んでいる個人又は法人の方で、償却資産(4ページの「償却資産とは」に掲げる資産)を所有されている方です。

なお、前年中に資産の増減のない方、該当する資産のない方、休業、廃業、移転等で資産がなくなった方も、申告書の「18備考欄」の該当項目に記入のうえ、申告をお願いします。

## (2) 提出していただく書類

提出書類		提出するもの
償却資産申告書		2枚のうち、1枚を提出してください (1枚は事業主の控えとなります)
種類別明細書	増加資産・ 全資産用	増加した資産又は全資産の種類、取得日、取得価額、耐用年数を記入してください
	減少資産用	資産の内容を確認し、減少した資産の数量等を記入してください

詳細は、12ページの記入例をご覧ください。

※資産の増減がない場合は、種類別明細書を提出する必要はありません。

※企業の電算処理により申告される方は、全資産申告してください。

※種類別明細書の用紙が不足する場合は、市役所にご請求ください。

## (3) 申告書の提出期限

令和6年1月31日(水)です。

なお、期限間近になると受付等が混雑いたしますので、出来る限り令和6年1月21日頃までの提出に、ご協力をお願いします。郵送または電子申告(eLTAX)でのご提出にご協力をお願いします。

## (4) 提出先及び問い合わせ先

〒707-8501

岡山県美作市栄町38-2

美作市役所 市民部 税務課 資産税係

電話:0868-72-0927 FAX:0868-72-8091

## (5) 申告時のお願い

社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、申告書の提出にあたり当市が個人番号の提供を受ける場合、法律に基づいた本人確認(番号確認および身元確認)を行うこととなりました。個人の方が窓口で申告書を提出される場合は以下の書類を持参してください。

### ○番号確認書類(本人以外の方が提出する場合は写し)

- ・個人番号カード、通知カード、住民票の写し(個人番号が記載されたもの)等

### ○身元確認書類

#### ①本人が提出する場合

- ・個人番号カード、運転免許証等の官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類  
または
- ・健康保険証、年金手帳、診察券、社員証、学生証等の中から2点

#### ②代理人が提出する場合

- ・①に掲げる書類に加え、委任状、税務職代理権限証書、法定代理人であることを証する書類等

- ・郵送で提出される場合、番号確認書類及び身元確認書類の写しを同封してください。
- ・法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認書類の添付は不要です。
- ・電子申告(eLTAX)の場合、申告書に添付される電子証明書等により確認を行います。

## (6) 実地調査について

近年、国税申告書の添付書類(減価償却資産内訳や明細書など)の内容と、固定資産税の償却資産申告書の内容に差異が生じている事業所が見受けられます。申告の際は、今一度国税申告書の内容を確認の上、誤りがないように申告していただきますようお願いいたします。

申告書の受理後、申告内容を確認するため、帳簿確認調査または実地調査を行うことがあります。その際、国税申告書添付書類(減価償却資産内訳・明細書または減価償却資産の算書等)の提出をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

また、調査に伴って、修正申告をしていただくことがあります。その場合、課税年度現年度だけでなく過年度に遡及することもありますので、あらかじめご了承ください。

### 《※ご注意ください！》

正当な理由が無く申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及び美作市税条例第 75 条の規定により、過料を課されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、罰金を科されることがあります。

## 2 償却資産の範囲

### (1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産、その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。)をいいます。

(地方税法第341条第4号《固定資産税に関する用語の意義》)

### (2) 業種別の主な償却資産

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、内装・内部造作等、看板(広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン)、自動販売機、舗装路面、ブラインド・カーテン等、LAN 設備、その他
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、その他
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、裁断機、その他
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の対象となっているものを除く)、大型特殊自動車、発電機、その他
娯 楽 業	パチンコ機、パチンコ機取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場設備、その他
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、その他
小 売 業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)、日よけ、その他
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、その他
医 (歯) 業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、その他
不動産貸付業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・扉・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備、その他
駐 車 場 業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐車料金自動計算装置、舗装路面、その他
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、その他
諸芸師匠業 貸 衣 装 業	楽器、花器、茶器、衣裳、その他
売 電 事 業	太陽光発電設備(太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット電力量計等)、フェンス、その他

### (3) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の申告の対象となる資産を例示したものです。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構 築 物	構 築 物	受・変電設備、予備電源設備、舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	建築設備、内装・内部造作等 (「(4) 建築設備における家屋と償却資産の区分」をご参照ください。)
2	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、土木建設機械(パワーショベル、ブルドーザー等)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、太陽光発電設備等
3	船 舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車(自動車登録番号の分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両)、構内運搬車等、貨車、客車等
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立等

### (4) 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取り扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。

家屋の所有者と異なる者(賃借人)が貸しビル・貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

家屋と設備の所有者が同一の場合に、償却資産として取り扱うものは、独立した機器としての性格の強いもの(例:受・変電設備)、特定の生産又は業務の用に供されるもの(例:工場の動力源である電気設備)、単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの(例:ルームエアコン)となります。詳しくは6ページをご覧ください。

	設 備 等 の 内 容	家屋と建築設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	床、壁、天井仕上等	○			◎
2	工場等の動力源である電気設備		◎		◎
3	ビル等における受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備		◎		◎
4	中央監視設備、電話交換機		◎		◎
5	電気設備(2、3、4に該当するものを除く。)	○			◎
6	冷凍倉庫における冷凍設備		◎		◎
7	ネオンサイン、スポットライト、投光器、水銀灯		◎		◎
8	屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外供給本管		◎		◎
9	給排水、衛生及びガス設備	○			◎
10	冷房、暖房及び通風設備又はボイラー設備(工場等における生産設備であるボイラー等を除く。)	○			◎
11	昇降機設備	○			◎
12	消火、排煙、火災報知設備	○			◎
13	エアーカーテン及びドア自動開閉設備	○			◎
14	金庫室の扉	○			◎
15	店舗造作、間仕切り※注	○			◎

※注 間仕切りのうち、簡易なものはすべて償却資産として取り扱います。

家屋と設備の所有者が同じ場合は、下の表を参考にしていただき、区分が困難な場合は、お問い合わせください。

設備の分類・種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの	
電気設備	受・変電設備	設備一式・配電盤	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備	
	中央監視設備	設備一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電力引き込み設備	引き込み工事	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	
	電話設備	電話機、交換機等の機器	
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	
	インターホン設備		インターホン機器
	ITV 設備	受像機（テレビ）、カメラ	
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
	火災報知設備	屋外の装置	屋内の装置
給排水設備	屋外設備、引き込み工事、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備	
給湯設備	湯沸かし器等の局所式給湯設備（ユニットバス等用を除く）	中央式給湯設備、ユニットバス等用給湯器	
ガス設備	屋外設備、引き込み工事、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備	
衛生設備		設備一式	
換気設備		設備一式	
避雷設備		設備一式	
空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備	家屋と一体となっている設備	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラー設備等	
運搬設備	工場用ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等	
厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	左記以外の設備	
洗濯設備	洗濯機・脱水器・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備	左記以外の設備	
その他の特殊設備	冷凍倉庫における冷凍設備、簡易間仕切、文字看板、袖看板、広告塔、カーテン・ブラインド、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、LAN 設備、ゴミ置場（簡易なもの）、POS システム、株価表示板、メールボックス、ろ過装置等		

## (5) 少額の減価償却資産の取り扱いについて

少額の減価償却資産とは、使用可能期間が1年未満またはその取得価額が10万円未満である減価償却資産及び取得価額が20万円未満の減価償却資産をいいます。

固定資産税における取り扱いでは、使用可能期間が1年未満またはその取得価額が10万円未満の償却資産で、その取得に要した経費の全部が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上一時に損金または必要経費に算入されたものは、償却資産の申告の対象外になります。

また、取得価額が20万円未満の減価償却資産で、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上事業年度ごと一括して3年間で償却を行うことを選択した場合も申告の対象外となります。

ただし、法人の場合は取得価額が10万円未満の資産も減価償却として資産計上していれば、申告対象となります。詳しくは下記の表をご覧ください。

### 個人の場合

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
ア	平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	減価償却	申告対象
イ	平成元年4月1日から平成10年12月31日までに取得した資産	20万円未満	必要経費	申告対象外
		20万円以上	減価償却	申告対象
ウ	平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
		20万円未満	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

### 法人の場合

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
ア	平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
		10万円以上	減価償却	申告対象
イ	平成10年3月31日以前に開始された事業年度に取得した資産(アを除く。)	20万円未満	損金算入	申告対象外
		20万円以上	減価償却	申告対象
ウ	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	減価償却	申告対象
			3年間一括償却	申告対象外
	20万円以上	減価償却	申告対象	



## (6)リース資産について

リース資産については、資産の所有権がリース会社の場合、原則として所有者であるリース会社に申告義務があります。

また、平成19年度の税制改正で、リース期間の終了時にリース資産の所有権が借り手側に無償で移転するもの等以外のもの(所有権移転外ファイナンスリース取引)が、税務会計上売買取引として取り扱われることとなりましたが、固定資産税においては所有権移転外ファイナンスリース取引も原則として所有者であるリース会社に申告義務があります。

ただし、この場合リース会社が該当資産を取得した際における取得価格が 20 万円未満である場合は、申告対象外となります。

## 3 国税との主な違い

項 目	国税の取扱い (法人税法・所得税法)	地方税の取扱い (固定資産税)
償却計算の基準日	事業年度 (決算期)	賦課期日 (1月1日)
減価償却の方法	定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)	原則として定率法(特例として取替法、生産高比例法)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
改良費の評価方法 中小企業者の少額減価償却資産の 損金算入の特例(租税特別措置法)	改良費は合算して評価します。 認められます。	改良費は区分して評価します。 金額にかかわらず、認められません。

## 4 評価額等の算出

### (1) 取得価額、評価額、課税標準額

区 分	説 明	具 体 例
取得価額	<p>取得価額は、償却資産を取得するためにその取得時に通常支出すべき金額です。 (購入の代価、原材料費、労務費、取引運賃、荷役費、手数料、据付費など)</p> <p>消費税については、消費税の経理処理を税込経理方式又は税抜き経理方式のどちらかを採用しているかに従って取り扱ってください。</p>	<p>Aさんは、飲食業を営むために、令和5年5月20日に以下のものを購入しました。</p> <p>冷蔵庫・・・52万円(6) 陳列棚・・・100万円(8) 内部造作・・・100万円(10) ( )内の数字は、各資産の耐用年数です。</p>
評 価 額	<p>(1)第1年度目(初年度) 取得価額×(1-r/2) ＝第1年度目の評価額</p> <p>※r:耐用年数に応ずる減価率(10ページを参照) ※第1年度目は半年償却</p> <p>(2)第2年度目 第1年度目の評価額×(1-r) ＝第2年度目の評価額</p> <p>(3)第3年度目以降 前年度の評価額×(1-r)の算式により順次計算します</p> <p>※「取得価額×5%」の額が最低限度額です。</p>	<p>(1)令和6年度の評価額 冷蔵庫① 520,000×0.840=436,800 陳列棚② 1,000,000×0.875=875,000 内部造作③ 1,000,000×0.897=897,000</p> <p>(2)令和7年度の評価額 冷蔵庫① 436,800×0.681=297,460 陳列棚② 875,000×0.750=656,250 内部造作③ 897,000×0.794=712,218</p> <p>(3)令和8年度の評価額 冷蔵庫① 297,460×0.681=202,570 陳列棚② 656,250×0.750=492,187 内部造作③ 712,218×0.794=565,501</p>
課税標準額	<p>償却資産課税台帳に登録された、毎年1月1日現在の評価額が課税標準額となります。</p> <p><u>合計課税標準額は、1,000円未満を切り捨てます。</u></p>	<p>(1)令和6年度の課税標準額 ①+②+③=2,208,800 →2,208,000円</p> <p>(2)令和7年度の課税標準額 ①+②+③=1,665,928 →1,665,000円</p> <p>(3)令和8年度の課税標準額 ①+②+③=1,260,258 →1,260,000円</p>

## (2) 免税点

所有している全資産の課税標準の合計額が 150 万円未満のときは、課税されません。

## (3) 税率、税額、納期

区 分	説 明	具 体 例
税 率	1.4%	
税 額	合計課税標準額×1.4%(税率)=税額 ※100 円未満は切り捨てます	(1)令和 6 年度の税額 2,208,000×1.4%=30,912 →30,900 円 (2)令和 7 年度の税額 1,665,000×1.4%=23,310 →23,300 円 (3)令和 8 年度の税額 <u>免税点未満のため課税されません</u>
納 期	税額は年 4 回に分けて、各納期ごとに納めていただきます。 (最初の納期で全納することもできます)	1 期:5 月 2 期:7 月 3 期:12 月 4 期:2 月

### 【参考】減価残存率表

地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示「固定資産評価基準」別表第 15「耐用年数に応ずる減価率表」より抜粋

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中 取 得	前年前 取 得			前年中 取 得	前年前 取 得
	r	1-r/2	1-r		r	1-r/2	1-r
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924
				30	0.074	0.963	0.926

### 【注意】

平成 20 年度の税制改正で、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われています。

平成 21 年度分の償却資産申告からは、改正後の耐用年数を用いることになっておりますので、記入の際はご注意ください。

## 5 課税標準の特例、非課税について

### (1) 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3 並びに同法附則第 15 条、第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 に定める課税標準の特例は、重要基礎産業の発達促進、企業設備の近代化、原価引下げ等により国際競争力を高める等の観点から、当該企業において使用されている資産について、税負担の軽減を図るために設けられています。

該当する資産を所有されている方は、償却資産の申告書の「1 1 課税標準の特例有無」欄の「有」に○をつけ、種類別明細書の摘要欄に根拠法令・条項をご記入ください。

次の表は、特例が適用される償却資産の例示です。

対象となる資産	特例課税率	適用条項	添付書類
汚水又は廃液の処理施設	価格の 1/2	本法附則第 15 条 第 2 項 第 1 号	特定施設等の設置届出書の (写) 及び受理書の (写) 等
ごみ処理施設	価格の 1/2	〃 第 2 号	処理施設設置届出書で受理印のあるものの (写) 等
再生可能エネルギー 発電設備	最初の 3 年間 価格の 2/3 ほか	〃 第 26 項	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金 交付決定通知書の (写)
中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき 新規取得した構築物、 機械装置、工具器具等	賃上げ表明なし 最初の 3 年間 1/2 賃上げ表明あり 最初の 4 年間又 は 5 年間 1/3	〃 第 45 項 令和 5 年 4 月 1 日 以降取得分	先端設備等導入計画の申請書 (写) 及び認定書 (写) 賃上げ方針を表明する場合は従業員へ賃上げ 方針を表明したことを証する書面
中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき 新規取得した構築物、 機械装置、工具器具等	最初の 3 年間 0 (ゼロ)	旧本法附則第 64 条 令和 5 年 3 月 31 日 以前取得分	先端設備等導入計画の申請書 (写) 及び認定書 (写) 工業会等による先端設備等にかかる仕様 等証明書 (写)

(注) 租税特別措置法の適用を受ける資産が、固定資産税の特例の適用を受けるとは限りません。

### (2) 非課税

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する資産は非課税となります。

具体例としては、社会福祉法人等が所有するデイサービスセンター・グループホームなどの用に供する資産などがあります。ただし、有限会社などが運営するものは、課税となります。

非課税の適用を受ける場合には、非課税認定申請書を提出してください。また、該当する資産を所有されている方は、償却資産の申告書の「1 0 非課税該当資産 有無」の「有」に○を付け、種類別明細書の摘要欄に根拠法令・条項をご記入ください。

※法改正等により、変更になることがあります。



6 記入例 (2)種類別明細書(増加資産・全資産用)

令和6年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

枚のうち枚目  
今回の種類別明細書(第26号様式別表1)の枚数及びページを記入してください

第26号様式別表1(提出用)

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	減価残存率	価格	課税標準額		増加事由	1枚目			
					年号	年月					率	コード					
01	2		太陽光発電設備	1	5	4	6,500,000	17			1.2.3.4	1.2.3.4					
02	6		パソコン	1	5	5	800,000	4			1.2.3.4	1.2.3.4					
03	6		応接セット	1	5	9	653,000	8			1.2.3.4	1.2.3.4					
04	6		複写機	1	5	11	900,000	5			1.2.3.4	1.2.3.4	中古				
05											1.2.3.4	1.2.3.4					
06											1.2.3.4	1.2.3.4					
07											1.2.3.4	1.2.3.4					
08											1.2.3.4	1.2.3.4					
09											1.2.3.4	1.2.3.4					
10											1.2.3.4	1.2.3.4					
11											3.4	3.4					
12											3.4	3.4					
13											3.4	3.4					
14											3.4	3.4					
15											3.4	3.4					
16											3.4	3.4					
17											1.2.3.4	1.2.3.4					
18											1.2.3.4	1.2.3.4					
19											1.2.3.4	1.2.3.4					
20											1.2.3.4	1.2.3.4					
													小計	4	8,853,000		

記入不要

資産の名称等

資産の名称等及び規格等を記載してください。

記入不要

取得価額

当該資産の取得価額を記入してください。

なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。)をい

ます。また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められていませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。

改良費は、新たな資産の取得とみなしますので改良を加えた資産とは別に、その改良費を記入してください。

※消費税の取扱い

税抜経理方式の場合→消費税を含まない額  
税込経理方式の場合→消費税を含んだ額

耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第8まで(別表第3及び第4を除く)に掲げる耐用年数を記入してください(右語)

なお、中古資産については、見積耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記入してください

摘要

次に該当する資産について、その旨を表示してください。

①建物及び建物付属設備からの申告分

②非課税、課税免除に該当する資産、課税標準の特例が適用される資産(摘要条文も)

③中古累積耐用年数を摘要している資産

④短縮耐用年数を摘要している資産

⑤増加償却又は陳腐化償却を行っている資産

⑥平成20年の税制改正で耐用年数の変更があった資産の旧耐用年数

⑦その他当該資産の価格の決定について必要な事項

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3異動による受け入れ、4その他のいずれかに○印をつけてください。

6 記入例 (3)種類別明細書(減少資産用)

令和 6 年度

所有者コード ※

種類別明細書(減少資産用)

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数新	耐用年数旧	減少の事由及び区分		所有者名	枚のうち 1枚目				
					年号	年月				1売却 3移動	2滅失 4その他						
01	1	1001	1	1	3	62	4	20		1	2	3	4	1	2	美作太郎建設 株式会社	1枚のうち 1枚目
02			駐車場舗装														【21年度より耐用年数が変更になった資産は21年度以降の耐用年数を新へ、20年度までの耐用年数を旧へ記入してください】
03	2	2001	1	1	3	58	7	1,300,000									枚のうち 枚目 今回の種類別明細書 (第26号様式別表2)の 枚数及びページを記入 してください
04	2	2001	2	3	4	12	1	2,100,000									
05	2	2001	3	2	5	4	3	1,800,000									
06			油圧ジャッキ														
07	5	5001	1					600,000									
08			フォークリフト														
09	6	6001	1	1	4	1	8	700,000									
10	6	6001	2	1	4	2	12	620,000									
11	6	6001	3	1	4	5	7	800,000									
12	6	6001	4	1	5	1	9	600,000									
13			洗車機														
14			応接セット														
15			エアコン														
16			破碎機														
17																	
18																	
				小計	11			9,120,000			1	2	3	4	1	2	

一部減少の場合  
今回お渡ししている種類別明細リストの数量が1(一式として申告されている)となっている資産のうち、一部が減少する場合は、数量の欄は空白のままにしてください

当初一式として申告(取得価額700,000円のうち一部300,000円)廃棄処分

摘要  
① 当該資産が減少した事由のうち、「3. 移動」については其の受け入れ先を、「4. その他」については、その減少の事由等を簡略に記入してください  
② 減少の区分が「2. 一部」に該当する場合には次の例のように記入してください  
【例】  
当該取得価額150万円(数量5)のうち60万円(数量2)分を売却  
③ その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください

減少の事由及び区分  
当該償却資産が減少した理由とその区分について該当するものの番号を○で囲んでください

資産の名称等  
減少した資産について、該当する行を○で囲んでください